



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

遺産分割の成立による更正の請求等

～確定判決に基づく株式評価額の変更の是非～

平成25年2月28日東京高裁判決（前件判決）の確定を受けて、評価通達189の（2）における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準が「25%以上」から「50%以上」に改正されました。今回は、更正処分の法定の期間制限を経過していたことから、その評価通達改正による更正の請求をすることができなかった評価会社の株主である原告が、遺産分割が成立したことに伴う更正の請求において、前件判決で認定された額に基づき更正の請求等ができるか否かが争われた判決をご紹介します。

（平成30年1月24日東京地裁・却下、認容・TAINSコード：Z888-2178）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告は、前件判決の確定後、遺産分割が成立したとして、江東東税務署長に対し相続税法32条（更正の特則）1号に基づき、本件各株式の価額が前件判決で認定された額と同額であることを前提に更正の請求をしました。これに対し、同税務署長は、本件各株式の価額は相続税申告における額と同額とすべきであると、更正をすべき理由がない旨の通知処分をするとともに、原告に対し、同法35条（更正及び決定の特則）3項に基づき、相続税の増額更正処分をしました。この事案は、原告が、その通知処分及び更正処分における本件各株式の価額を不服として、その各一部の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、本件各株式の価額は、前件判決等による変更を加えることを相当とし、通知処分の一部の取消しを求める部分は却下し、更正処分の一部の取消しを求める請求を認容しました。

- ① 本件のように、相続税の申告の後に個々の財産の価額を変更する更正処分がされた上、当該更正処分の取消しの訴えが当該申告をした相続人によって提起され、個々の財産の評価方法ないし価額が争点となり、判決がこの点について認定・判断をし、課税価格及び納付すべき税額につき当該更正処分における金額と異なる金額を認定して、当該更正処分の一部を取り消すこととなった場合には、後の相続税法32条1号に基づく更正の請求又は同法35条3項に基づく更正処分の際の計算において、従前の更正処分における個々の財産の価額のうち判決によって変更を受けたものをそのまま計算の基礎にすべきではないのはもちろんであるが、かといって、当該価額を申告における価額と置き換えることも、当該価額が従前の更正処分によって変更を受けている以上、判決がその変更前の価額を相当とする旨を判示しているのではない限り、相当ではなく、根拠を欠くといふべきである。
- ② 上記のような場合には、争点となった個々の財産の評価方法ないし価額に係る認定・判断並びにこれらを基礎として算定される課税価格及び相続税額に係る認定・判断に、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断として、行政事件訴訟法33条1項所定の拘束力が生じているということが出来る上、後の相続税法32条1号に基づく更正の請求又は同法35条3項に基づく更正処分に係る事件についても、同一の被相続人から相続により取得した財産に係る相続税の課税価格及び相続税額に関する事件であることに変わりがない以上、行政事件訴訟法33条1項にいう「その事件」として、上記の拘束力が及ぶものと解するのが相当であって、従前の更正処分について、争点となり、その評価方法ないし価額が判決によって変更されるに至った個々の財産については、課税庁において、同判決における評価方法ないし価額を基礎として課税価格を算定しなければならないものといふべきである。
- ③ したがって、結局、本件各株式のうち、A社の株式の価額については、前件判決の1株当たり4653円（類似業種比準方式）、B社の株式の価額については、1株当たり1万9132円、その他の会社の株式の価額については、更正処分の価額が前件判決でも維持されているものとして、相続税法32条1号及び35条3項の計算をするのが相当である。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判22頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。